

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当行は、「地域共存」、「顧客尊重」という不変の経営理念のもと、コーポレート・ガバナンスの一層の高度化を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取組んでおります。

当行では、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と位置付け、取締役会及び監査役会を設置し、取締役の職務について厳正な監視を行う体制としております。また、取締役会の下位機関として経営会議を設置し、日常的な業務執行の決定並びにそれら業務執行の監督を行うとともに、執行役員制度の導入により、経営と業務執行の役割分担を明確化し、取締役と執行役員がそれぞれ責任をもって業務を行う体制を確立しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当行は、2021年6月改訂のコーポレートガバナンス・コードに記載された各原則を、全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】

< 政策保有する上場株式に関する方針 >

・政策保有株式については、取引先等との十分な対話を経た上で縮減していくことを基本方針としますが、地域金融機関として取引先との安定的・中長期的な取引関係の維持・強化により、地域経済の発展や当行の中長期的な企業価値向上に資するなど保有意義が認められると判断される場合においては、限定的に取引先の株式を保有します。

・政策保有株式については、保有の意義や、保有に伴うリスク・リターンが、当行の資本コスト等を含めた総合的な判断基準に見合っているかについて、定期的に取締役会で検証しております。

・当行の株式を政策保有株式として保有している会社(政策保有株主)からその株式の売却等の意向が示された場合には、その意向を尊重し、対応します。

< 議決権の行使基準 >

・政策保有株式の議決権行使に際しては、当該企業のガバナンスの状況、中長期的な企業価値、経営状況、当行の中長期的な企業価値向上等の観点から総合的に勘案し、企業価値に大きな影響を及ぼす可能性のある議案については必要に応じて個別に対話を行い、賛否を判断いたします。

【原則1 - 7】

当行は、取締役との競業取引及び自己取引を行う場合には、株主の利益を害することのないよう取締役会規程において、取締役会での承認を要することとしています。

また、取締役会規程では、取締役会付議事項の執行状況について、以降の取締役会に報告することとしており、実質的な監視体制を整えております。

【補充原則2 - 4】

< 多様性の確保についての考え方 >

当行では、かねてより多様な人材の活躍推進を重要な経営戦略の一つと位置づけ、ダイバーシティ推進を通じ、「働き甲斐のある、実力を発揮できる職場」を作り上げることで、企業価値の向上、組織力の一層の強化を図っています。

多様な人材が活躍していくことが、企業の競争力を高め、新たな価値を生み出す源泉となるとの考えのもと、性別や年齢、採用の区分や国籍等にかかわらず採用を実施し、中途採用についても通年で行ってまいります。

女性活躍推進については、2022年度末までの数値目標として、「女性の平均勤続年数を13年以上とする。管理職(主任以上)に占める女性割合を25%以上とする。」としております。

2022年3月末実績: 女性の平均勤続年数12.8年 管理職(主任以上)に占める女性割合21.6%

外国人の採用については、採用の方針として国籍を基準とすることなく、広く人材を募集しており、当行が必要とするポジションに資する能力を有していると判断した場合には採用して参ります。

中途採用については、本部部署を中心に専門的な知識や経験を有する人材を通年で中途採用を行っており、新卒採用者と隔てなく管理職への登用も進めてまいります。

(2022年3月末時点: 中途採用者115名内管理職35名)

< 多様性の確保に向けた人材育成方針、社内環境整備方針とその取組について >

働きやすい環境を整え、常に新しい発想・アイデアを持ち、お客さまをはじめ、地域社会の発展に貢献し続ける人材を育成するために、「人材活躍推進に関する基本方針」及び人材活躍推進に係る長期ビジョン「彩 SAI」を制定し、「多様な人材が活躍出来る職場の構築」実現に向け以下の取組みを進めてまいります。

・「プラチナくるみん」の取得

当行では、埼玉労働局から次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受け、2017年に子育てサポート特例認定企業として、認定マーク「プラチナくるみん」を県内金融機関としては初めて取得しています。

・地銀人材バンクの活用

全国64行で構成されている「輝く女性の活躍を加速する地銀頭取の会」に参加し、ネットワークを活かした取組みを行っています。結婚や介護などで転居するため退職せざるを得ない行員を転居先の銀行に紹介する「地銀人材バンク」制度を活用し、銀行員としてのキャリアの継続と働き続けられる環境を提供しています。

・ぶぎんリターン制度

結婚・出産・育児・介護等家庭の事情で一旦退職した行員を、一定の条件を満たした場合に退職当時の条件で再雇用する制度です。在職時に培ったキャリアを再度発揮することを可能にしています。

・むさしのウーマンズアカデミー

女性経営職や管理職を育成するプログラム「むさしのウーマンズアカデミー」を2018年度より開講し、毎年30名程度の女性行員を対象に研修を実施しております。

・ワーク・ライフ・バランス実践ハンドブック(育児編・介護編)

仕事と育児・介護の両立を支援する様々な制度などを盛り込んだハンドブックを作成し、全従業員が閲覧できるよう、行員専用サイトに掲載しています。

・男性の育児休暇

男性の育児参加促進などを目的に、育児休暇を5日間有給としています。

・介護に関する支援

介護に携わる従業員の負担軽減を目的とした自動車通勤許可基準の見直しや、介護に関する知識を習得することを目的としたセミナーを定期的に開催しております。

・キャリア実現機会の増加

例年1月～2月にかけて実施していた自己申告に加え、2021年度においては、入行15年目以下の行員に対し8月に職務希望調査を実施、従業員が自身のキャリアを検討する機会を設けるとともに、本部を中心とした職務エントリーの拡充により、従業員のキャリア実現と働きがいの向上に向けた取組を進めております。

【原則2 - 6】

当行は、武蔵野銀行企業年金基金を通じて、以下の通り企業年金の積立金運用を実施しております。

・企業年金の運用にあたっては、市場運用の知識のある職員を配置しているほか、必要な知識習得や情報収集に努めております。

・年金資産の運用にあたっては、財務、リスク管理、市場運用の業務に精通した者等を構成員とする資産運用委員会における審議を通じて、加入者及び受給者保護の観点から運用の健全性を確保する体制を構築しております。

・委託先の運用機関に対しては、実効性のあるスチュワードシップ活動を求め、その活動状況についても定期的に報告を受けることでモニタリングしております。

・企業年金基金は、受益者代表が半数を占める代議員会における運用方針の決定、運用受託機関の選定を通じて、受益者と当行との間における利益相反の適切な管理に努めるとともに、受益者の利益の増進を図っております。

【原則3 - 1】

(1) 経営理念や中期経営計画、長期ビジョンについては、ディスクロージャー誌、ホームページなどにおいて開示するとともに、IRなどの機会を活用し、情報発信しております。

(経営理念等 <http://www.musashinobank.co.jp/company/philosophy/>)

(長期ビジョン等 http://www.musashinobank.co.jp/company/mid_termplan/)

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。なお、基本方針はホームページに記載しております。

(基本方針 http://www.musashinobank.co.jp/company/pdf/corporate_governance_20181228.pdf)

(3) 取締役会による取締役の報酬決定方針と手続

当行の「取締役会による取締役の報酬決定方針と手続」につきましては、本報告書の「1. [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますのでご参照下さい。

(4) 取締役会による取締役・監査役の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う方針と手続は、以下のとおりです。

< 取締役選任基準 >

・取締役候補者(社外取締役以外の取締役をいう。以下同様。)は、当行の経営理念に対し、深い理解を持ち、その実現に向け、努力を惜しまない行動ができること。

・取締役候補者は、その職務の執行について十分な情報を収集するとともに、取締役会において積極的に意見を表明できること。

・取締役候補者は、取締役会に関する権利を適時かつ適切に行使し、当行の経営課題の解決を図ることができること。

・取締役候補者は、株主の信任に応えるべく、その期待される能力を発揮し、十分な時間を費やし取締役としての職務を執行できること。

・取締役候補者は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、当行及び株主共同利益のために行動できること。

・社外取締役候補者は、企業経営、金融、財務会計、法律等の分野で高い見識や豊富な経験を生かし、独立した客観的な立場から経営陣の職務執行を監督する資質を有すること。

< 監査役選任基準 >

・監査役候補者は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、良質な企業統治体制の確立に努力できること。

・監査役候補者は、会議等において能動的かつ積極的に権限を行使し、取締役等に適切に意見を述べるができること。

・社外監査役候補者は、企業経営、金融、財務会計、法律等の分野で高い見識や豊富な経験を生かし、独立した客観的な立場から経営陣の職務執行を監督する資質を有すること。

< 解任検討基準 >

・取締役(社外取締役を含む)又は監査役(社外監査役を含む)につき、重大な法令定款違反や、選任基準に照らして著しく適格性に欠けるなどにより職務執行に障害があると判断される客観的かつ合理的な理由があり、職務の執行を委ねることができないと判断される場合。

< 手続き >

・取締役の選解任については、上記基準に基づき、経営諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会において株主総会へ付議する取締役選任議案又は解任議案を決議します。

・監査役の選解任については、上記基準に基づき、経営諮問委員会の審議を踏まえ、監査役会の同意を得た上で、取締役会において株主総会へ付議する監査役選任議案又は解任議案を決議します。

(5) 取締役会による個々の選任・指名についての説明

個々の選任理由を本報告書で以下のとおり開示いたします。なお、2022年6月28日に開催された第99回定時株主総会において、いずれの候補者も選任されました。

<取締役候補者>

・貝沼 勤(新任)

地域サポート部長、執行役員宮原支店長、常務執行役員本店営業部長等を歴任したほか、2021年6月より常務執行役員として営業統括部、ソリューション営業部担当を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有していることから、取締役候補者となりました。

<監査役候補者>

・黒澤 進(新任)

三郷支店長、市場金融部長、リスク統括部長、執行役員総合企画部長等を歴任したほか、2017年6月より常務取締役を務めるなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務全般に精通しており、監査役として公正な経営の監督を適切に遂行することができるものと判断し、監査役候補者となりました。

・毛塚 富雄(再任)

野村證券株式会社専務取締役、株式会社ジャフコ取締役副社長、同社監査役等を歴任され、企業経営者として豊富な経験や幅広い見識を有しており、引き続き社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、監査役候補者となりました。

・吉田 波也人(新任)

公認会計士として長年にわたり会計監査、内部統制構築支援等の業務に従事し、企業会計、監査、内部統制の分野において豊富な知識と経験を有していること、また、監査法人パートナーとしての経営に対する高い見識や豊富な国際経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者となりました。

【補充原則3-1】

<当行のサステナビリティについての取組み>

地域経済・社会の発展、当行の中長期的な企業価値の向上及び経営理念の体現を目指し、SDGsやESGの視点を取り入れたサステナビリティ経営を実践することを目的に、2021年9月「サステナビリティ推進委員会」を設置し、サステナビリティへの取組みを定期的に取締役会に報告することで、気候変動への取組みを監督する態勢を構築しています。気候変動を含む環境や社会に係る機会およびリスクへの対応方針や取組計画等を協議しています。加えてSDGs宣言で掲げた取組みを一層加速するため、2022年3月にサステナビリティに関わる全行的取組みを統括・推進する専門組織として「サステナビリティ推進室」を設置し、地元企業のサステナビリティ経営支援及びより主体的・先導的な地方創生・地域活性化等に取組むとともに、先鋭化する気候変動・生物多様性などの環境問題やダイバーシティ&インクルージョンといった課題についても、同室が中心となり組織横断的に取組んでいます。

当行は2021年9月にTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言への賛同を表明しており、地球温暖化による気候変動に起因するリスクが当行の事業運営、戦略、財務計画に大きな影響を与えることを認識しています。具体的には、物理的リスク(洪水等自然災害の発生により取引先の担保物件が毀損した場合や事業停滞に伴う業績悪化)や移行リスク(脱炭素社会への移行過程での気候変動対策強化)により取引先の与信関係費用が増加し、当行の業績や財務内容に影響を及ぼす可能性があることから、以下4つのカテゴリごとに情報開示を進めています。

(1)「ガバナンス」

取締役会の監督のもと、頭取を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し気候変動を含む環境問題への対応や取組みについて審議を行っており、「サステナビリティ基本方針」「環境方針」を制定し脱炭素社会の実現を目指した取組みを実施することを定めています。

(2)「戦略」

・物理的リスクとしては、IPCCのSSP5-8.5シナリオ(4 上昇シナリオ)を採用し、台風・豪雨等風水災による荒川水系における洪水を想定した当行不動産(建物)担保の損壊等による担保価値影響額を分析しました。2019年10月、台風19号に由来する大雨の影響で荒川水系の河川が決壊しましたが、今回の分析では決壊箇所(川越市、川島町、東松山市)を抽出しています。(住宅ローンを除く事業性貸出金のみ対象)

分析の結果、与信関係費用に影響する担保価値影響額は最大34億円となりました。なお、今回は対象物件の建物階数を2階建とみなして分析しています。今後は建物階数等に応じた被害率を分析し、分析対象地域を広げて与信関係費用を推計していきます。

また、上記不動産担保価値影響分析において、影響を及ぼすお客さまの売上減少割合を分析しました。分析の結果、お客さまの売上減少は前年比最大4.0%程度となりました。今後は担保物件のみならずお客さまの本社及び重要拠点について分析し、与信関係費用を推計していきます。

・移行リスクとしては、IPCCのSSP1-2.6シナリオ(2 未満(1.5)シナリオ)を前提として脱炭素社会への移行過程における信用リスクが増加する可能性を認識しております。移行リスクの高い炭素関連セクターを優先的に特定の上、推計方法を検討していきます。

・気候変動に伴う脱炭素社会への移行について、地域金融機関としてのビジネス機会の増加を想定しており、サステナブルファイナンスやコンサルティングの強化を行っています。具体的には、お客さまのSDGsへの取組みやESG経営をサポートする融資商品として2021年9月に「サステナビリティ・リンク・ローン」、2022年4月に「SDGsフレンズ・ローン」「サステナビリティ・フレームワーク・ローン」の取扱いを開始しました。また、お客さまのSDGsや脱炭素経営をサポートするためのコンサルティング商品として、2021年10月に「SDGsコンサルティング」、2022年4月に他社と連携したコンサルティング商品として「脱炭素コンサルティング」と「SDGs診断サポート」の取扱いを開始しました。

・当行貸出金等に占める2022年3月末の炭素関連資産(TCFD提言が推奨する定義を踏まえたエネルギー向け貸出金等)の割合は0.80%程度となります。

(3)「リスク管理」

今後、気候変動に関連する物理的リスクや移行リスクに関する定性的および定量的な分析結果を踏まえ、お客さまの事業活動に及ぼす信用リスクとして、統合的リスク管理の枠組みの中で管理する体制の構築に努めていきます。また、投融资方針では地球温暖化に直接的な影響を及ぼす石炭火力発電所向け与信の厳格化等を含む当行の与信上の取組姿勢を明文化しています。

(4)「指標と目標」

・当行グループ全体の2021年度のCO2排出量(Scope1 + Scope2)は、2013年度比 19.9%となりました。

・2030年度CO2排出量目標は、2013年度比70%削減を目指します。

・地域社会の「脱炭素化」実現に資するサステナブルファイナンスの実行金額の目標を設定しました。2021年度から2030年度までの10年間で、累計1兆円の実行を目指します。なお、2021年度のサステナブルファイナンスの実行金額は234億円でした。「サステナブルファイナンス」とは環境課題や社会課題の解決を資金使途とするファイナンスであり、お客さまのESGやSDGsへの取組みを支援するファイナンスを含みます。

<人的資本への投資等>

当行では、「地域共存」「顧客尊重」の経営理念のもと、長期ビジョン「埼玉に新たな価値を創造する『地域 1銀行』」の実現に向け、人材戦略として「プロフェッショナル人材の育成」と「働きがいのある組織作り」を実践しております。

「プロフェッショナル人材の育成」では、お客さまの圧倒的満足が得られる「知識」「スキル」「人間の魅力」を兼ね備えた人材の育成に向け、本部専門部署での育成体制を整備(育成ソリューション制度)したほか、MVPアカデミーの拡充による自己啓蒙への意識啓蒙と活性化を進め、特にFP分野の能力向上を実践しております。また、昨今のデジタル化の伸展を踏まえ、ITパスポート等のデジタル関連分野の資格取得を全行的に奨励するなど、求められる資質の変化にも積極的に対応しております。

「働きがいのある組織作り」では、多様な人材が調和し、全ての「個の力」が発揮される働きがいのある組織に向け、行員自身がキャリアを自律的に形成していける支援を行っております。従来から実施している年代別の研修のほか、自身のキャリア検討機会を増加させるとともに、職務エンターを拡充し、自己実現の機会を創出するなど、従業員の自律的キャリア形成を積極的に支援することで、働きがいのある組織作りを実践してお

ります。また、従業員1人1人の健康管理を強化。保健師による全店巡回面談・保健指導を実施しているほか、ワークライフバランス推進や受動喫煙対策など、従業員の健康保持・増進に注力した結果、当行グループ全体で日本健康会議より「健康経営優良法人2022(大規模法人部門)」の認定を受けました。

当行では今後も引き続き、役職員一人ひとりが心身ともに健康でいきいきと働ける職場づくりに取組み、お客さまサービスの一層の向上や地域活性化への更なる貢献を目指してまいります。

< 知的財産への投資等 >

お客さまのニーズや環境の変化を踏まえ、新たな価値を生み出すため、当行グループが保有する各種ノウハウや情報を活用した営業活動の高度化や、アライアンス行との連携等による取組み、様々なネットワークやデータ、知見を有する専門性の高い外部業者と連携を進めております。また、中計で掲げる「人とデジタルの融合」の実現に向けてタブレット端末や電子記帳台等による店頭業務のデジタル化や、スマートフォンアプリの全面刷新など、お客さまへの新たな付加価値提供を行いデジタル技術を活用した新たな金融サービスの創出に取組んでおります。こうした取組みを加速させていくため、経済産業省が定める「DX認定」や、「事業適応計画」など外部評価や税制優遇制度も活用しながら推進しております。

【補充原則4 - 1】

・取締役会は、経営全般に関する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令及び定款に規定するもののほか、取締役会規程において決定すべき事項を明確化し、意思決定を行っています。

・また、「本部決裁区分規程」等に則り、経営陣幹部に適切な範囲で権限を委譲しており、取締役会はその実施状況を監督しております。

【原則4 - 9】

独立社外取締役の独立性判断基準について、以下のとおり開示いたします。

< 独立性判断基準 >

当行において、独立役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならないこととします。

1. 当行または当行の関連会社の業務執行者
2. 当行または当行の関連会社を主要な取引先とする者、もしくはその者が法人等である場合はその業務執行者
3. 当行または当行の関連会社の主要な取引先、もしくはその者が法人等である場合はその業務執行者
4. 当行または当行の関連会社の主要株主、もしくは当行または当行の関連会社が主要株主の業務執行者
5. 当行または当行の関連会社から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
6. 当行または当行の関連会社から多額の金銭その他の財産を得ている法律事務所、会計事務所、コンサルティング会社等の専門サービスを提供する法人等の一員
7. 当行または当行の関連会社から多額の寄付、助成を受けている組織の業務執行者
8. 最近において上記1から前7までに該当していた者
9. 上記1から前7までに掲げる者(使用人を除く)の近親者
10. 上記1から9に該当しても、当該人物の人格、識見等から問題ないとする場合は独立役員といえることができる

「業務執行者」= 業務執行取締役のみならず使用人までとし、監査役は含まない

「主要な取引先」= 支払額または受取額が、総売上高の2%以上

「主要株主」= 総議決権の10%以上の株式を保有する者

「多額の金銭」= 年間1,000万円以上

「最近」= 実質的に現在と同視できる場合(例: 株主総会の議案の内容が決定された時点は現在とし、1年以上前は「最近」には該当しない)

「近親者」= 2親等以内の親族

【補充原則4 - 10】

・2018年12月に、取締役会の諮問機関として「経営諮問委員会」を設置し、取締役の指名、報酬に関する事項やコーポレートガバナンスに関する重要事項について協議し、その内容を取締役に答申することとしております。取締役会は、経営諮問委員会での審議結果および答申を尊重し、重要な事項に関する意思決定に反映することとしております。

・経営諮問委員会は、独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数を独立社外取締役となる構成としており、高い独立性を確保した体制を構築しております。

【補充原則4 - 11】

「取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方」については「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の「取締役会の構成」、
「取締役会の役割」、また、「取締役の選解任に関する方針・手続き」についてはコード「原則3 - 1 情報開示の充実」にて開示した「取締役選解任基準」「手続き」に記載しております。

各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスは、本報告書の最終頁をご参照ください。

【補充原則4 - 11】

取締役・監査役の他社との兼任状況は、株主総会招集通知の参考資料、有価証券報告書を通じ、毎年開示を行っております。

【補充原則4 - 11】

当行は、当行の取締役会の規模・構成・運営など、取締役会がその役割・責任を果たす上で重要と考えられる事項について、各取締役・監査役のアンケート形式による自己評価を踏まえ、取締役会の実効性について分析・評価を行うとともに課題の共有化を図っております。

その結果の概要等は、以下の通りです。

・取締役会は十分に機能していると評価しておりますが、経営環境の変化や業界動向等を踏まえて、更なる実効性向上に取組んでまいります。

・社外役員向けに取締役会の事前説明会を開催しているほか、社外取締役の経営会議などへの参加や議事録閲覧等を通じて、意思決定プロセスの高い透明性を確保しております。社外取締役が意思決定プロセスの適切性や客観性を自身で確認し、取締役会において牽制的な立場からの意見具申等を行うことで、実効性の高いガバナンスを発揮しております。

・社外役員を含めた取締役会メンバーに対し、当行を取り巻く環境や当行の実態を理解し、今後の環境変化への対応を検討・協議するための研修・トレーニングの機会を継続的に提供し、取締役会の機能向上、更なる議論の活性化に向けた環境整備に取り組んでおります。

・サステナビリティへの取組みを経営の重要課題の一つと考え、持続可能な業務運営に向けた次世代幹部人材の育成や配置の最適化を図るとともに、脱炭素社会やデジタル化の進展などの当行を取り巻く環境変化を踏まえ、リスクに照らした議論を充実していくことを共有しました。企業価値向上に向け、それらの議論を充実させ、中長期的な経営計画に反映させてまいります。

・引き続き、取締役会のあり方(構成・運営など)、意思決定や監査・監督に必要な情報提供の充実のほか、コロナ禍におけるステークホルダーとのコミュニケーションなどについて、改善の余地がないかを検討し、随時対応してまいります。

【補充原則4 - 14】

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の「取締役・監査役の支援体制・トレーニング方針」に記載しております。

【原則5 - 1】

ディスクロージャー方針について、以下のとおり開示いたします。

<ディスクロージャー方針>

1 基本的な考え方

・当行は、お客さまとともに継続かつ安定的に成長し、地域経済、地域社会の発展に貢献するため、お客さま・株主・投資家のみなさまが当行の実態を正確に認識・判断できるよう、継続して公平かつ適時・適切な情報開示に努めます。そのために、情報開示に関する関係法令や証券取引所規則等を遵守するとともに、適切な情報開示統制の構築・運用に取り組んでいます。

2 情報開示統制

(1) 体制構築、運用

・株主等との対話全般について、IR所管部の担当役員が統括し、株主等との対話にあたっては、IR所管部署である総合企画部が中心となって、関連所管部とも適切に情報交換を行い、連携して対応します。

・株主等との対話は、株主等の主な関心事項等を踏まえた上で、合理的な範囲で、取締役等が対応します。

・対話等において把握した株主等の意見は、IR所管部の担当役員が取締役会へ適時・適切に報告します。

(2) 開示方法

・株主・投資家向けに、決算説明会を開催するとともに、適時、決算発表後の個別面談を実施します。

・個人投資家向けに、県内を中心に会社説明会を開催します。

・IR資料をホームページに掲載し、幅広く株主等への情報開示を実施します。

(3) 情報管理

・未公表の重要な内部情報(インサイダー情報)が外部へ漏えいすることを防止するため、社内規程の定めに従い、情報管理を徹底します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,049,100	12.07
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	2,586,000	7.71
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口4)	1,256,100	3.74
株式会社千葉銀行	925,000	2.75
明治安田生命保険相互会社	735,858	2.19
武蔵野銀行従業員持株会	729,763	2.17
株式会社三菱UFJ銀行	727,587	2.16
住友生命保険相互会社	702,900	2.09
前田硝子株式会社	582,600	1.73
日本生命保険相互会社	507,322	1.51

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

野村証券株式会社から2022年4月22日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、2022年4月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当行としては2022年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の主な内容は以下のとおりであります。

(1) 氏名又は名称:野村証券株式会社

所有株式数:318,978株

発行済株式総数に対する所有株式数の割合:0.94%

(2) 氏名又は名称:野村ホールディングス株式会社

所有株式数:100株

発行済株式総数に対する所有株式数の割合:0.00%

(3) 氏名又は名称:ノムラ インターナショナル ピーエルシー(NOMURA INTERNATIONAL PLC)

所有株式数:1,473株

発行済株式総数に対する所有株式数の割合:0.00%

(4) 氏名又は名称:野村アセットマネジメント株式会社

所有株式数:1,456,600株

発行済株式総数に対する所有株式数の割合:4.31%

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
満岡 隆一		満岡隆一氏とは当行と通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。 なお、満岡隆一氏は筆頭独立社外取締役であります。	ポッシュ株式会社専務取締役、株式会社フジアイタック代表取締役社長、株式会社FAニイガタ代表取締役社長等を歴任されたほか、2019年6月より当行社外取締役を務めております。経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当行の経営に活かし、特に生産性の向上等についての助言や取締役の職務執行に対する監督機能を果たしていただくことを期待し社外取締役に選任しております。 株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
真田 幸光		真田幸光氏とは当行と通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。	過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、海外留学経験やドレスナー銀行東京支店企業融資部長等、豊富な業務経験に加え、現在は国際金融を研究分野とする大学教授を務めております。当行経営全般について専門的かつ幅広い知見を活かし取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、社外取締役に選任しております。 株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
小林 彩子		小林彩子氏とは当行と通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。 なお、小林彩子氏の戸籍上の氏名は中嶋彩子であります。	過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としてファイナンス、企業法務、コンプライアンス等広範な専門知識を有し、幅広い分野で活躍されております。当行の経営全般に対して経営陣から独立した客観的立場から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し社外取締役に選任しております。 株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	経営諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	経営諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

- ・取締役会の諮問機関として、経営諮問委員会を設置しております。
- ・経営諮問委員会では、取締役等の選解任・報酬に関する事項等について審議しております。
- ・取締役会は、経営諮問委員会の審議を踏まえ、意思決定に反映させることとしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人は定期的な会合において活発な意見交換を行うほか、監査役は必要に応じて会計監査人から報告を求める体制としていることで連携の強化を図っております。

監査役、内部監査部門(「監査部」)は定期的な意見交換等により密接に連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
毛塚 富雄	他の会社の出身者													
田村 健次	他の会社の出身者													
吉田 波也人	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
毛塚 富雄		毛塚富雄氏とは当行と通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。	野村證券株式会社専務取締役、株式会社ジャフコ取締役副社長、同社監査役等を歴任され、企業経営者として豊富な経験や幅広い見識を有しており、社外監査役として適任であることから選任しております。 株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
田村 健次		田村健次氏とは当行と通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。 同氏が理事を務める学校法人九里学園とは、通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。	埼玉県公営企業管理者、埼玉県出納長等を歴任され、また、学校法人九里学園理事としての職務を通じて豊富な経験や高い知見を有しており、社外監査役として適任であることから選任しております。 株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
吉田 波也人		吉田波也人氏とは当行と通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。	公認会計士として長年にわたり会計監査、内部統制構築支援等の業務に従事し、企業会計、監査、内部統制の分野において豊富な知識と経験を有していること、また、監査法人パートナーとしての経営に対する高い見識や豊富な国際経験を有しており、社外監査役として適任であることから選任しております。 株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当行では、独立役員の資格を充たす社外役員全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

当行では、取締役の報酬と業績の連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を一層高めることを目的として、業績に連動する賞与及び一部業績に連動する株式報酬等を導入しております。

業績連動賞与については、2021年6月25日の取締役会において新たに導入することを決議しております。
業績連動報酬制度の内容につきましては、「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2021年度における当行の取締役に対する報酬等は231百万円、監査役に対する報酬は55百万円であります。
取締役の報酬等には、非金銭報酬等(株式報酬に係る費用)が17百万円含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

基本報酬、業績連動賞与及び株式報酬等は、株主総会の決議によって定められた報酬限度額の範囲内において、取締役の報酬については、経営諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会において決定することとしております。経営諮問委員会は、独立性・客観性・透明性を高めるため、委員の半数以上を独立社外取締役とし、また、委員長を独立社外取締役の中から選任する取締役会の諮問機関であり、役員報酬の基本方針や役員報酬制度の内容等について審議し、取締役会に対して助言・提言を行うものです。

なお、監査役は監査役会の協議によって決定しております。

2011年6月29日開催の第88回定時株主総会の決議によって定められた報酬限度額は、取締役が年額350百万円(決議当時の員数7名)、監査役が年額60百万円(決議当時の員数5名)であります。

また、取締役の報酬限度額とは別枠に、2016年6月28日開催の第93回定時株主総会の決議によって定められた株式報酬等の取締役(社外取締役を除く)に対する報酬等の限度額は、3事業年度を対象として合計300百万円(決議当時の員数7名)であります。

<方針の内容>

(a)取締役

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを取締役報酬に関する基本方針とし、固定部分である基本報酬、変動部分である業績に連動する賞与、及び一部業績に連動する株式報酬等で構成しております。また、社外取締役の報酬は、基本報酬のみで構成しております。なお、基本報酬は月例の固定報酬とし、役位毎の責任の重さや在任年数に応じて他社水準、当行の業績、従業員給与の水準も考慮しながら総合的に勘案し、決定しております。

業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合については、当行と同程度の事業規模や関連する業種に属する企業の水準を踏まえ検討を行うこととしております。

業績連動賞与は中期経営計画に定める当期純利益に対する達成率を業績指標とし決定しております。また、株主総会において対象事業年度が承認された翌月に支給されるものとしております。

株式報酬の当該目標値は中期経営計画に定める年度毎の当期純利益の目標値としており、75%を役位に基づく非業績連動部分、25%を業績目標(中期経営計画に定める年度毎の目標値)に基づく業績連動部分により構成しております。交付等が行われる当行株式等の数は、信託期間中の毎年一定の時期に付与されるポイントに基づき定まり、取締役退任時にポイントの50%は当行株式として交付を受け、残りについては、本信託内で換価した上で、換価処分相当額の金銭の給付を受けるものとしております。

個人別報酬等の内容については、株主総会の決議で定められた報酬枠総額の範囲内で、取締役会において決定しております。

役員報酬制度の内容の独立性、客観性、透明性を高めるため、その内容は経営諮問委員会において事前に審議し、その審議結果を取締役会に答申するものとしております。

(b)監査役

常勤監査役と非常勤監査役に大別し、監査役会の協議によって決定しております。

なお、監査役賞与の制度はありません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は取締役会及び経営会議等へ出席しているほか、重要な情報は適時・適切に伝達される体制となっております。
社外監査役は取締役会へ出席しているほか、重要な情報は適時・適切に伝達される体制となっております。
社外監査役を含む監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役補助者を1名配置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 体制の概要

当行では、取締役会及び監査役会を設置し、取締役の職務について厳正な監視を行う体制としております。また、取締役会の下位機関として経営会議を設置し、日常的な業務執行の決定並びにそれら業務執行の監督を行うとともに、執行役員制度の導入により、経営と業務執行の役割分担を明確化し、取締役と執行役員がそれぞれ責任をもって業務を行う体制を確立しております。その他、経営諮問委員会やコンプライアンス委員会等を設置し、企業統治の体制を整備しております。

当行の取締役会は、社外取締役3名を含む8名(男性7、女性1名)で構成され、原則として毎月1回開催することを常例とし、必要に応じて随時臨時の取締役会を開催し、経営に関する重要な事項、方針及び業務の執行を決定するほか、取締役が取締役会にコンプライアンス、リスク管理、監査結果等の状況について定期的に報告しております。また、取締役会に監査役が出席し、必要と認めるときは意見を述べる体制とし、監視効果を高めております。また、経営会議は、代表取締役のほか、取締役会で指名する取締役をもって構成され、原則として毎月2回ないし4回開催することを常例とし、必要に応じて随時臨時の会議が開催されます。経営会議は、取締役会の定める基本方針に基づいて業務全般に係わる計画及び実施方法に関する一切の重要事項を検討審議しております。当会議には、常勤監査役も出席しており、意見を述べるすることができます。

また、取締役及び監査役の選解任並びに株主総会で決定した上限枠の範囲内での個別の取締役及び監査役の報酬については、経営諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会及び監査役会の協議によって決定することとしております。

さらに、経営の観点からコンプライアンス全般を評価し、あらゆる法令、行内規程の遵守はもとより、社会規範に則した誠実かつ公正で透明性の高い企業活動を実現するため、「コンプライアンス委員会」を設置し、半期に一度コンプライアンスに係る推進施策の検討などを実施しております。

(2) 内部監査及び監査役監査

当行の内部監査組織は、本部内の専門部署「監査部」(25名(2022年3月31日現在))が営業店、本部各部、連結子会社に対し、業務運営の適切性の検証を目的として、定期的に内部監査を実施しております。その結果については取締役会まで直接報告しております。監査役会では、監査に関する協議を行っており、各監査役は監査役会で定められた方針に基づき、営業店、本部各部、連結子会社に対し、業務運営の適切性の検証を目的として、定期的に監査を実施しております。

(3) 会計監査

当行の会計監査人については、EY新日本有限責任監査法人と契約しております。会計監査業務を執行する公認会計士は、浅野功氏(当該事業年度を含む継続関与会計期間4年)及び日下部恵美氏(当該事業年度を含む継続関与会計期間1年)であり、EY新日本有限責任監査法人に所属しております。会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、公認会計士試験合格者2名、その他9名であります。

2021年度における監査報酬の内容(監査公認会計士等に対する報酬の内容)

- ・提出会社
監査証明業務に基づく報酬 59百万円
非監査業務に基づく報酬 - 百万円
- ・連結子会社
監査証明業務に基づく報酬 7百万円
非監査業務に基づく報酬 - 百万円

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行が当該体制を採用する理由は、法令、行内規程を遵守しつつ、迅速に意思決定を行い、執行及び監督についても効率的に行うためであります。また、当行では、一般株主と利益相反のおそれがない社外取締役3名及び社外監査役3名を選任しておりますが、その理由は、取締役の職務執行に係るモニタリング・監査に加え、取締役会への出席等を通じて、独立・中立の立場で幅広い視野から積極的に経営に関する意見表明・助言等を行うことで、経営監視機能の客観性及び中立性が確保されるためであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2022年6月28日開催の第99回定時株主総会の招集通知を2022年6月6日(3週間前)に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会については、より多くの株主さまにご出席いただくことを目的として、集中日を回避した開催日の設定をしております。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会に出席できない株主さまの利便性向上を図るため、インターネットによる議決権行使を可能としております。

議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用しているほか、招集通知の発送前開示を行っております。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知と株主総会参考書類を英訳し、当行ホームページ及び東証上場会社情報サービスに掲載しております。
その他	株主総会運営においてビジュアル化を進め、グラフや図表を取り入れた映像やプロによるナレーションを用いて、株主の皆さまに分かりやすい株主総会に努めております。株主総会にご出席できない株主の皆さまに対して、株主総会の事後配信を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2012年度より個人投資家向け会社説明会を開催しておりますが、2021年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、開催を中止しております。なお、証券会社担当者向け会社説明会を2021年8～9月、28拠点向けに、実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回(6月)ラージミーティングを開催しておりますが、2021年6月は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、開催を中止しております。なお、2022年6月はラージミーティング開催を再開しております。これらに加え、説明会資料をホームページに掲載するとともに、個別ミーティングにつきましては随時行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	(URL) http://www.musashinobank.co.jp/irinfo/ 決算短信・有価証券報告書・IR会社説明会資料等を掲載しております。 (URL) http://www.musashinobank.co.jp/en/irinfo/ アニュアルレポート・英文決算短信を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総合企画部内に広報・CSRグループを設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当行では、経営理念及び行動憲章並びに人権方針においてステークホルダーの尊重について言及しております。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>・当行では、環境・社会・企業統治というESGの視点を銀行経営に積極的に採り入れ、サステナビリティ基本方針に基づき、持続可能性に配慮した取組みを継続的に進めています。</p> <p>・2019年3月には「武蔵野銀行SDGs宣言」を制定し、SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けた取組みの更なる深化を図り、一層の地域への貢献を目指し、持続可能な地域社会づくりに注力しております。</p> <p><サステナビリティ基本方針></p> <p>・武蔵野銀行グループは、持続可能な地域社会の実現に向けて、本業である金融仲介機能の発揮等に加え、気候変動や脱炭素といった環境問題や人権問題など、地域社会を取り巻くさまざまな課題解決に向けた活動に取り組み、中長期的な視点で経済価値と社会価値の両立を目指してまいります。これらの活動について、グループ役員一人ひとりが当事者意識を持って、誠実かつ積極的に取り組むとともに、適時適切な情報開示を行い、ステークホルダーの皆さまとのより良い信頼関係を育み、創立以来不変の経営理念の一つである「地域共存」を体現してまいります。</p> <p><環境方針の制定></p> <p>・2021年12月、ESG金融の取組みを通じ持続可能な地域社会づくりに貢献するとともに「気候変動への対応」および「生物多様性保全」に向けた取組み方針を定めています。</p> <p><公益信託むさしの緑の基金></p> <p>・公益信託むさしの緑の基金は、1992年7月当行創立40周年を記念し設立したもので、自然環境保全・創出に資する事業のほか、自然環境保全セミナーや自然観察会の開催等の普及啓発活動、自然環境の調査研究など幅広く、埼玉県内で活動される多方面の方々へ毎年寄付を行っています。武蔵野銀行では今後もかけがえのない緑豊かな自然を次世代に引き継ぐため、引き続き環境保全・創出活動に積極的に取り組んでまいります。</p> <p><生物多様性保全活動></p> <p>・生物多様性についての理解と地元銀行としての地域貢献に対する意識の醸成を目的に、新入行員研修に2011年より生物多様性保全活動を組み入れております。</p> <p>2022年5月には埼玉県荒川流域の三ツ又沼ビオトープで外来種駆除活動を行ないました。持続可能な地球環境を守る活動を引き続き取り組んでまいります。</p> <p><金融教育への協力></p> <p>・未来を担う子どもたちに、お金の役割や銀行業務について学ぶ機会を提供するため、毎年8月に小学生向け金融教室「目指せ！日本一の銀行員～武蔵野銀行のお仕事体験～」を実施し、子どもたちが学び・体験する機会を提供しています。</p> <p><新店ビル竣工></p> <p>・2021年9月当行の新本店ビルが完成しました。本ビルの屋上には太陽光パネルを設置するなど自然エネルギーを活用するとともに、省エネルギー化を促進する建物として建築環境総合性評価システム「CASBEE」Aランク相当の機能性を有しています。また植栽は地域の生態系に配慮し、生物多様性を高める事業を評価する認証制度「JHEP(ジェイヘップ)」認証を金融機関の本店として初めて取得しました。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>当行では、行動憲章に企業内容・経営情報の積極的な開示について定めております。</p>
<p>その他</p>	<p>・コーポレートガバナンスの充実、内部統制システムの整備・強化、リスク管理体制の高度化、コンプライアンス・顧客保護管理体制の強化、マネーロンダリングへの対応などに注力しています。</p> <p>・これらの取組みにつきましては、ニュースリリース等で随時告知するほか、統合報告書やホームページなどに掲載しております。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当行では、「内部統制システム構築に関する基本方針」を以下のとおり定めています。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当行の倫理、行動の基本指針である「行動憲章」及び法令遵守の基本的規則である「コンプライアンス・マニュアル」を定めるとともに、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画である「コンプライアンスプログラム」を年度毎に策定し、法令遵守の徹底に努めております。
 - ・頭取を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、法令遵守に関する重要事項について審議することとしております。
 - ・当行全体のコンプライアンスの統括部署としてリスク統括部経営法務室を設置するとともに、各店舗内にコンプライアンス体制を統括管理する「法令遵守担当者」を任命しております。
 - ・法令違反行為その他のコンプライアンスに関する行内通報制度としては、「公益通報制度規程」に基づき「直接報告・相談制度」を設け、その運用を行うこととしております。
 - ・財務報告の適正性を確保するために「財務報告に関する基本方針」を定めるとともに、必要な内部管理体制を整備しております。
 - ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を排除・遮断するための対策として、対応部署を総務部内に設置しております。また、行内規程を設け、問題発生時には、直ちに取締役等の経営陣に報告するとともに、警察等関連機関と連携できる態勢を整えております。さらに、取締役会において、当該態勢が機能しているか、定期的に検証することとしております。
 - ・監査役及び内部監査部署は、当行の法令遵守体制等の運用に問題があると認めるときは、改善策の策定を要請できることとしております。

2. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ・リスク管理の基本事項に関し、「統合的リスク管理規程」を定めるとともに、リスク統括部を当行全体のリスク管理の統括部署としております。
- ・業務に係る各種リスクに対しては、別途定めるそれぞれのリスク管理規程により、担当部署、管理運営方法等を定めるものとしております。
- ・経営に重大な影響を及ぼす緊急事態が発生した場合、「緊急時対応計画」に基づき、被害を最小限に止めるとともに、業務の継続性確保及び早期復旧に向けた対応を図ることとしております。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会を定期的に開催し、取締役の職務の執行を監督しております。
- ・取締役会は、取締役で構成する経営会議に、取締役会において大綱を定めた経営上重要な事項の執行についての審議を委任しております。
- ・取締役会の決議に基づく業務執行は、取締役会の決議により選任された執行役員及びその他の責任者が、「組織及び事務分掌規程」等の行内規程に基づきこれを行っております。
- ・取締役会及び各取締役は、執行役員及びその他の責任者の職務を監督する権限を有し、その責任を負うものとしております。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び行内規則に基づき適切かつ確実に保存及び管理することとしております。

5. 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当行グループ会社における業務執行については、別途定めている関連会社等管理規程ほか行内規程等に基づき運営、管理し、グループ全体としての業務の適正化を図ることとしております。
- ・当行が定める関連会社等管理規程において当行とグループ会社の協議・報告事項を定め、定期的又は随時、協議・報告することを義務付けております。
- ・当行は定期的に当行及びグループ会社の取締役が出席する「グループ情報連絡会」を開催し、相互の情報共有に努めております。
- ・当行はグループ会社各社にその事業内容毎に想定されるリスクに応じ、その対応規則制定と体制の整備を行わせ、グループ全体としての統合的リスク管理体制を構築しております。
- ・当行は関連会社等管理規程において、グループ会社の業務内容に応じて当行の所管部を明確にし、指導及び管理を行っております。
- ・当行が定めた経営計画をグループ会社に周知徹底するとともに、グループ会社に事業内容、規模等に応じ経営計画の作成をさせ、進捗管理しております。
- ・当行はグループ会社各社にコンプライアンス・マニュアル又は行動規範の作成と体制の整備を行わせ、法令遵守の徹底に努めております。
- ・当行はグループ会社各社が定めた法令遵守担当者に対し、定期的に研修を行い、その内容を各社職員へ周知することとしております。
- ・法令違反行為などの通報制度として、グループ会社の取締役及び使用人から当行の担当部署へ通報できる公益通報制度を設け、その運用を行うこととしております。
- ・当行の内部監査部署は、グループ会社に対する監査を実施し、業務の適正化に努めております。

6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役補助者を1名配置しておりますが、今後とも1名以上配置することとし、当該補助者の任命、解任、異動については、監査役会の意見に基づき行うこととしております。
 - ・監査役補助者は、専ら監査役の指揮命令に従わなければならないこととしております。
- (2) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び使用人は当行の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査役会に遅滞なく報告することとしております。また、監査役は必要に応じて当行グループの取締役及び使用人、会計監査人等に対して報告を求めることができる体制としております。
 - ・内部監査部署は当行グループにおける監査結果について、監査役へ報告することとしております。
 - ・公益通報制度の担当部署は、当行グループの取締役及び使用人からの内部通報の状況について監査役へ報告することとしております。
- (3) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ・監査役へ報告を行った当行グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱を行うことを禁止しております。
 - ・公益通報制度規程において、当行グループの取締役及び使用人が直接通報を行うことができることを定めると共に、当該通報をしたこと自体による不利な取り扱いの禁止を明記しております。
- (4) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項
- ・監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該請求が監査役の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。
- (5) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会、経営会議、その他重要な会議に監査役が出席し、意見を述べる体制としているほか、監査役と取締役、監査役と社外取締役が定期的に意見の交換を行い相互の認識を深めるよう努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当行及びグループ会社は、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断しこれを排除します。また、金融機関としての業務の公共性にかんがみ、公共の信頼を維持し、預金者等の保護を確保すると共に金融の円滑を図り、業務の適切性及び健全性を確保するために、反社会的勢力と一切の関係を遮断、排除し、反社会的勢力に対し毅然とした態度で対応します。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を排除・遮断するための対策として、対応部署を総務部内に設置しております。また、行内規程を設け、問題発生時には、直ちに取締役等の経営陣に報告するとともに、警察等関連機関と連携できる態勢を整えております。さらに、取締役会において、当該態勢が機能しているか、定期的に検証することとしております。
- (2) 反社会的勢力を排除するために各種預金規程、銀行取引約定書、金銭消費貸借契約証書、各種融資契約書等へ暴力団排除条項を導入し、反社会的勢力を排除する態勢を整備しております。
- (3) 反社会的勢力に対応するためのポイントを「コンプライアンス・マニュアル」に掲載し、併せて詳細な対応については、「反社会的勢力対応マニュアル」を策定し、研修・諸会議を通じて行内への周知徹底を図っております。

その他

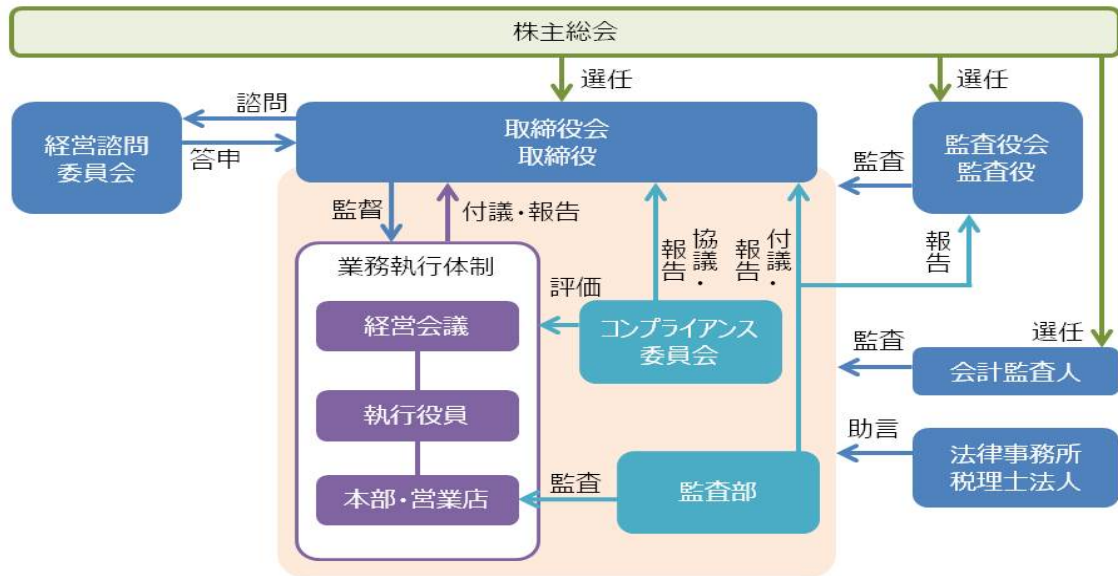
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

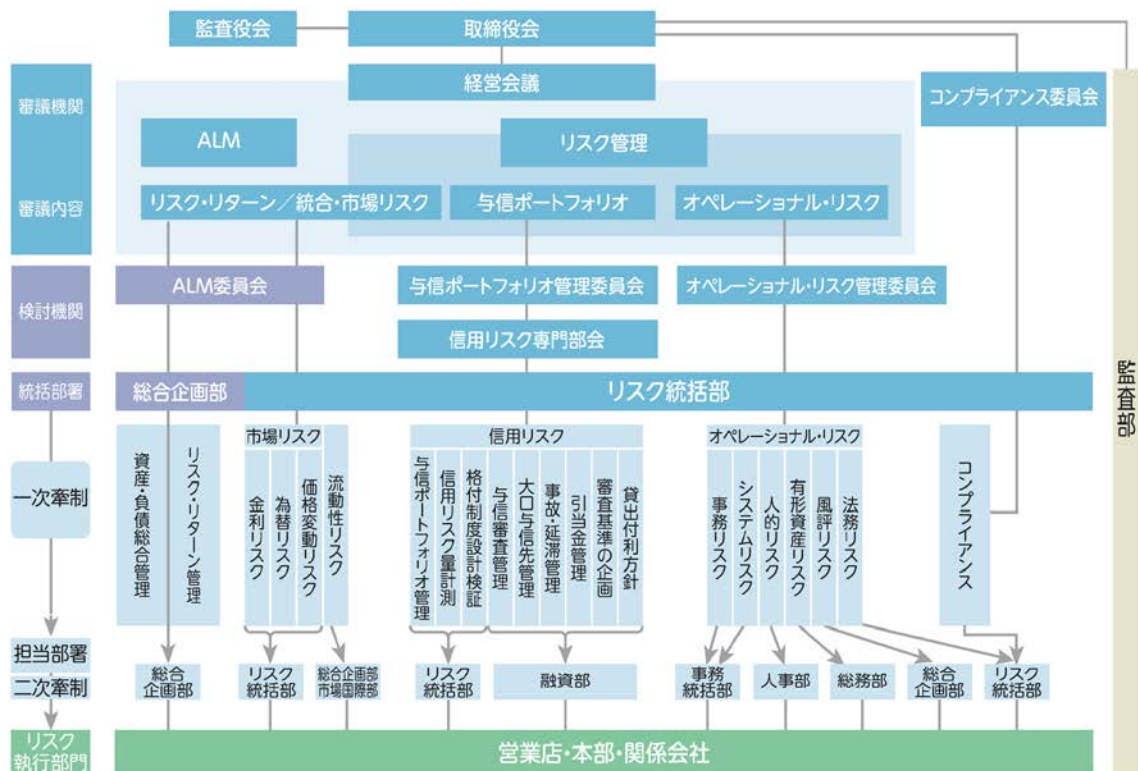
なし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制図】

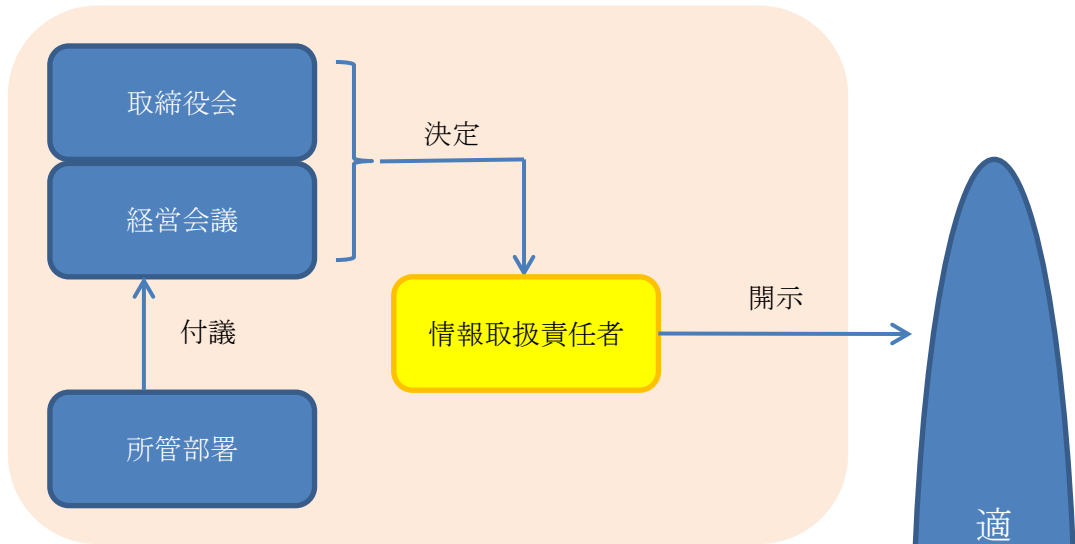


【リスク管理体制図】

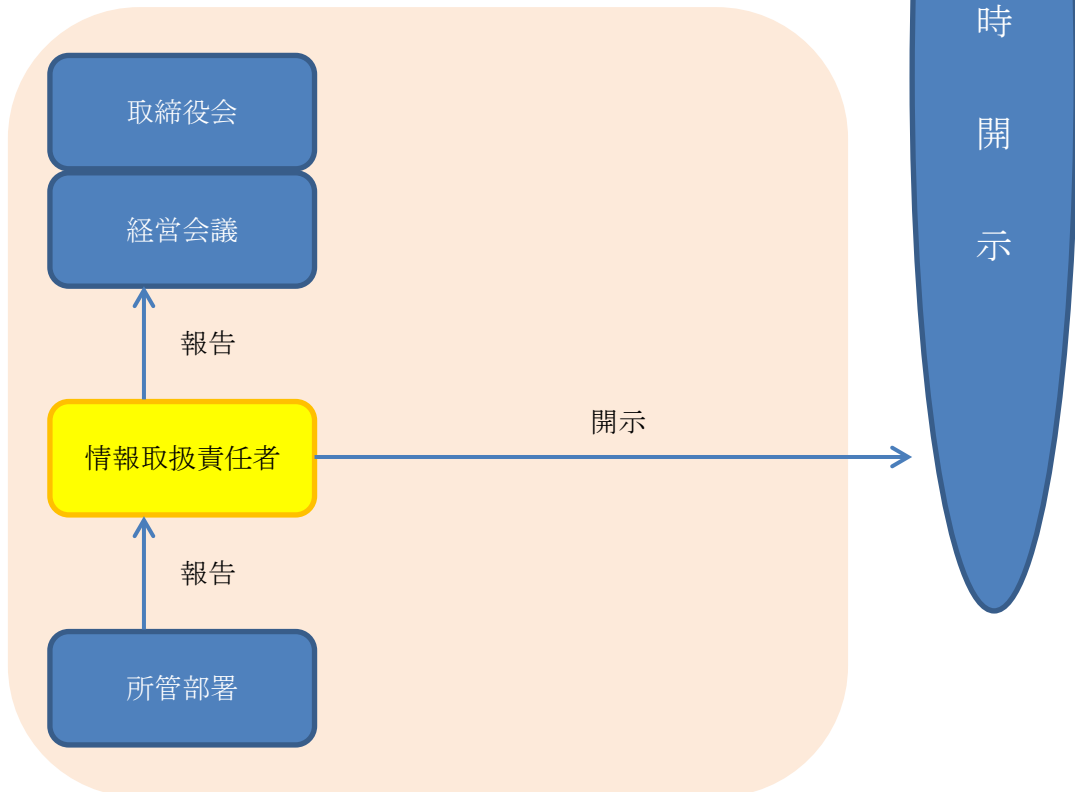


【適時開示体制の概要】

【決定事実及び決算に関する情報】



【発生事実に関する情報】



※「情報取扱責任者」の担当部署は、総合企画部であります。

【スキル・マトリックス】

<凡例> ○該当、経験あり

【社内取締役・監査役】

			スキル区分					
氏名	地位	ジェンダー (性別)	経営戦略 (サステナビリティ)	営業	市場・国際	人事	コンプライアンス ・リスク管理	システム ・IT
加藤 喜久雄	取締役会長	男性	○	○	○	○	○	
長堀 和正	取締役頭取	男性	○	○	○		○	○
白井 利幸	専務取締役	男性	○	○		○	○	
大友 謙	常務取締役	男性	○	○	○	○		
貝沼 勤	常務取締役	男性	○	○			○	
田中 勇一	監査役	男性	○	○			○	
黒澤 進	監査役	男性	○	○	○		○	○

【社外取締役・監査役】

				スキル区分						
氏名	地位	独立性	ジェンダー (性別)	企業経営	金融	国際経験	法務	財務・ 会計	IT・ デジタル	地域経済 ・行政
満岡 隆一	取締役	○	男性	○		○			○	
真田 幸光	取締役	○	男性		○	○		○		○
小林 彩子	取締役	○	女性		○		○		○	
毛塚 富雄	監査役	○	男性	○	○			○		
田村 健次	監査役	○	男性	○				○		○
吉田 波也人	監査役	○	男性	○		○		○		

以上